

# 令和元年度第 11 回定例農業委員会 議事録

## 1. 開催日時

令和 2 年 2 月 10 日 (月) 開会 9 : 30 ~

## 2. 開催場所

岡垣町役場 301 会議室

## 3. 出欠の状況

### (1) 出席委員 10 名

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 田原 一男 | 俵口 和義 | 青柳 政士 | 村田 和久 |
| 神谷 貢  | 木原 緑  | 大村 武彦 | 井土 光徳 |
| 廣渡 秀雄 | 早苗 泰博 |       |       |

### 欠席委員 2 名

|       |       |
|-------|-------|
| 野中 利彦 | 門司 雅門 |
|-------|-------|

## 4. 委員会に附した議案

議案第 26 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 27 号 農用地利用集積計画 (利用権の設定) の決定について

## 5. 事務局出席者

|       |     |       |
|-------|-----|-------|
| 秋武 重成 | 秦 啓 | 三並 裕紀 |
|-------|-----|-------|

議長 それでは、只今より第 11 回定例農業委員会を開催させていただきます。起立。礼。

全員 おはようございます。

議長 それでは現地確認について事務局お願いします。

事務局 現地確認、今回 4 条の申請が 1 件となります。野間 3 丁目 6 0 2 番 1 以上となります。

議長 はい、それではさっそく現地確認に行きたいと思いますので、暫時休憩いたします。

### 【現地確認】

議長 それで再開いたします。議事に入ります前に本日の議事録署名人を 8 番の大村委員、9 番の井土委員よろしく願いいたします。 それでは議事に入らせて頂きます。議案第 26 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局説明お願い致します。

事務局 はい、議案第 26 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地の転用申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求め。 令和 2 年 2 月 10 日提出 岡垣町農業委員会 会長 田原一男

今回、先程見て頂いた 1 件となります。申請人は以下の通りとなっております。申請地については野間 3 丁目 6 0 2 番 1、地目は田、面積は 1 5 6 9 m<sup>2</sup>。区分としては第 1 種住居地域用途地域内です。転用目的は共同住宅となります。

P2 をお開き頂いて、位置図になります。P3 が地積図となっております。真ん中の所、6 0 2 の 1 番が今回の転用申請地です。P4 をお開き頂きまして、現況平面図となっております。こちら申し上げましたが、横向きに見て頂いて、右側に河川がありまして、左側に道路と。3 方は水路で囲まれている状況の田んぼとなっております。そのまま P5 の利用計画図を見て頂きまして、南側以外すべて水路で囲まれておりますが、利用計画の面積が広いので水の流れを確保するという事で南側も U 字溝を設けるという所で計画が出されております。共同住宅を 2 棟建設しまして、駐車場を 2 0 台分設置する予定となっております。中央部分及び南側については側溝を設けており、それが図面上に示されていることが分かります。この側溝を通して、北側の水路に流し、河川を放流するという計画となっております。こちら P6、P7 を見て頂きまして、P6 が雨水排水図となっております。P5 の中央部分、点線で示されているところが側溝部分、こちらに一旦雨水を、勾配を付けて集め、北側水路に流す形で計画されています。汚水については道路側に下水道が通っておりますので、道路側に流すという事で計画がなされております。また被害防除といたしまして P5 を横向きに見

て頂きまして、周りに L 型擁壁を設置してメッシュフェンスを張るということで計画なされておられ、被害防除を行う計画がなされております。

別紙のチェックリストをご覧ください。立地基準としましては都市計画法の用途地域内の農地で、第 3 種農地となり、原則許可可能となっております。一般基準としましては、転用行為を行う資力及び信用の有無の 1 番から 9 番まで見て頂きまして、1 番については資金計画と融資の証明という所で○。転用の行為の同意は、登記簿と農地台帳を確認させて頂いております。申請についても遅滞なく行う計画で、事業計画書や事業計画図等見させて頂いて○とさせて頂いております。行政庁の免許、許可については、3000 m<sup>2</sup>を超えると県の許可が必要ですが、3,000 m<sup>2</sup>未満ですので、町の開発協議のみで、現在協議中であり、道路の乗入れもごございますので併せて占用申請の協議を行っているところです。6 番は、転用面積の妥当性という所で事業計画図を見させて頂き、○とさせて頂いております。8 番につきましても、給水は上水道、汚水排水についても同じく道路側の下水道。雨水については、水路に放流して河川に流す計画がされておりますし、また被害防除も L 型擁壁、メッシュフェンスで被害防除を行うという所で○とさせて頂いております。以上になります。

議長 議案第 26 号について何かご意見、ご質問ございましたら。

神谷委員 野間の生産組合から許可はとってあるのか

事務局 基本的に生産組合から水利承諾を得て OK を頂いております。

議長 それではこれについて、ご質問ございましたら。無いようでしたら議案第 26 号承認頂ける方は挙手を。ありがとうございます。続きまして議案第 27 号、農用地利用集積計画について、事務局お願いします。

事務局 議案第 27 号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の決定について 農地の利用権の設定に関する農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、審議及び決定を求める。 令和 2 年 2 月 10 日提出 岡垣町農業委員会 会長 田原一男

こちら、今年度、来月の 3 月まで JA を通した利用権設定が出来ます。4 月からは JA を通した利用権は使えず、中間管理機構に一本化するということです。今回と来月、こちらで最後になります。P12、P13 開いて頂きまして、今月については、15 年と 5 年 1 件ずつ出ております。面積的には約 8 3 0 0 m<sup>2</sup>といったところが出てきております。P14、P15 に、利用権設定の一覧表を載せさせて頂いております。こちらお 1 人ずつ出てきておりますので、ご覧ください。以上になります。

議長 議案第 27 号について何かご質問ございましたら、よろしいでしょうか。無いようでしたら議案第 27 号について承認頂けますでしょうか。

全員 はい。

議長 それではその他に入ります。

#### 【その他の事項】

1. 岡垣町の農業巡りツアー実施について（4月28日予定）

2. 日程について

令和元年度第2回市町村農業委員会事務局長会議

日 時 令和2年2月20日（木）10：00～

場 所 博多サンヒルズホテル

参集範囲 事務局長

3. 次回の日程について

日 時 3月 日 （9日か10日 後日通知）

場 所 岡垣町役場 301会議室

議長 それでは、以上をもちまして第11回の定例農業委員会を終わらせて頂きます。起立、礼。  
お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人

---

---